

鹿 児 島 県 公 報

平成25年10月11日（金）第2948号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（生活衛生課取扱い） 1
- 鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 2

告 示

- 保安林の指定の解除予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 3
- 公共測量の実施（4件）（監理課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（南薩地域振興局取扱い） 4

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 4
- 建設業法に基づく監督処分公告（監理課取扱い） 6
- 落札者等の公告（監理課取扱い） 7
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 7
- 一般競争入札の参加者の資格に関する公告（県立病院課取扱い） 7
- 一般競争入札公告（県立大島病院取扱い） 9

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業交通誘導警備業務2級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 12

規 則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第60号

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和55年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

別記第3号様式（表）中「写真ちょう付欄」を「写真貼付欄」に改め、同様式（裏）中「又は法」を「（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は法」に改める。

別記第4号様式中 「動物取扱業の種別」を 「第一種動物取扱業の種別」に改める。

別記第5号様式中「犬・ねこ」を「犬・猫」に、「第35条第1項」を「第35条第1項本文」

に、

鹿児島県 収入証紙 ちょう付 欄

を

鹿児島県 収入証紙 貼付欄

に改め、同様式注1中「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記第3号様式による身分証明書は、改正後の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第3号様式による身分証明書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている別記第4号様式及び別記第5号様式の用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第61号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

動物取扱業登録申請手数料
動物取扱業登録更新申請手数料

を

「

第一種動物取扱業登録申請手数料
第一種動物取扱業登録更新申請手数料

に、
「

ねこ引取り手数料

を
「

猫引取り手数料

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1056号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
肝属郡錦江町神川字城ヶ崎72番4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第1057号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
肝属郡錦江町神川字高城1581番3
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第1058号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
有限会社三愛調剤薬局	指宿市湯の浜一丁目4-21	平成25年 11月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第1059号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成25年9月5日から平成26年3月24日まで
- 3 作業の地域 和泊町皆川地内

鹿児島県告示第1060号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成25年9月5日から平成26年3月20日まで
- 3 作業の地域 与論町朝戸地内

鹿児島県告示第1061号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成25年9月30日から平成26年3月20日まで
- 3 作業の地域 曾於市末吉町深川及び二之方の各地内

鹿児島県告示第1062号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁徳之島事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成25年9月30日から平成26年3月20日まで
- 3 作業の地域 伊仙町糸木名地内

南薩地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成25年10月11日

南薩地域振興局長 森秀樹

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
イーハトーブゆめびか	南さつま市加世田本町43番地6	特定非営利活動法人よかよか	南さつま市加世田本町43番地6	橋口 裕光	平成25年10月1日	生活介護 ・就労継続支援B型

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年10月11日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）アクロスプラザ南栄
鹿児島市南栄一丁目11番1号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成25年5月15日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用に努めるよう促すこと。
 - イ 県道郡元鹿児島港線はバス路線であり、今回出入口No.1を設けることによって、同入口から駐車場内へ流入する車両等によって、公共交通の円滑な通行を阻害する恐れがある。出入口No.1は出口専用にし、出入口No.2から流入させるなど適切な指導経路の設置に努め、公共交通の通行に与える影響の軽減に努めること。
 - ウ 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持について十分な対策を講ずること。
 - エ 交通管理者（県警交通規制課）との協議、指摘等により既設道路の改良、出入口等に変更が生じた場合は、その都度道路管理者（本市谷山建設課）とも協議を行うこと。
 - オ お盆・正月・連休等、来店者による交通量が増加する特定の日において周辺地域への影響対策を行う際は、交通管理者、道路管理者等と連携を図り、周辺事業所等に対し周知徹底を行うなど適切な対応を行うこと。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに基づき、4台以上確保するよう努めること。

- イ 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。
- ウ 駐車場法施行令においては、原則として、前面道路が2以上ある場合においては、自動車の出口及び入口は、その前面道路のうち、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならないとなっていることから、駐車場法の適用を受ける場合には、出入口の設置について、公安委員会との協議を十分行うこと。
- エ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止策に努めること。
- オ 駐輪場、自動二輪駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性を確保すること。
- カ 利用車両が多く収容できない場合は、別途確保すること。
- キ 誘導案内広報、適切な誘導員の配置等により、届出計画を徹底すること。
- ク 店舗敷地及び敷地外駐車場の出入口において誘導を徹底し、入庫待ちの車両等により市道が渋滞しないよう、状況に応じた適正な対応を行うこと。
- (3) 建物について
- ア 当計画地は、工業地域、「南栄一丁目地区地区計画」に指定されていることから、建築物の建築に際しては、関係法令等を遵守すること。
- イ 平成25年4月10日付第25-7号の景観計画区域内行為届出書のとおり、届出内容を確実に履行し、本市景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。
- ウ 屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。
- (4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
- ア 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法及び本市環境保全条例に基づく特定施設を設置する場合は、事前に届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、設置の際には付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。
- イ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法に基づき届出を行うこと。
- ウ 食品加工場からの排水については、当該施設が下水処理区域内に位置する場合は、公共下水道に接続を行うこと。
- エ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底を行い、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。
- オ 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。
- (5) その他
- ア 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。
- イ 計画の見直し等に伴い、土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、本市土地利用調整課に事前に相談すること。
- ウ 土地の賃借権の設定が権利金を伴うものである場合には、国土利用計画法の届出が必要となるため、契約締結日から起算して2週間以内に本市土地利用調整課に届出を行うこと。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年10月11日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ鹿屋店
鹿屋市旭原町3591番16 外6筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成25年5月17日
- 3 意見の概要
 - (1) 駐車場出入口に、停止線や路面表示を行い、横断歩行者の安全を確保すること。
 - (2) 繁忙期は、交通整理員を配置し、歩行者の安全を確保すること。
 - (3) 廃棄物の減量やリサイクルに努めること。
 - (4) 消防水利（消火栓）の新設位置については、今後協議をお願いしたい。
 - (5) 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設並びに鹿屋市環境保全条例に基づく騒音に係る指定施設に該当する場合は届け出ること。
 - (6) 専ら再生物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）以外の一般廃棄物の処理については、鹿屋市一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を委託すること。
 - (7) 閉店後に、店舗周辺や駐車場が青少年のたまり場となることを防止するため、照明の設置や巡回を行うこと。
 - (8) 届出地は埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、埋蔵文化財の性格上、工事途中で出土する可能性がある。その際は、現状を変更することなく、速やかに鹿屋市教育委員会文化財センターへ届け出ること。
 - (9) 資材等の運搬等に係る騒音、振動については、周辺住民の理解を得、苦情等については、誠意をもって対処すること。
 - (10) 鹿屋市は鹿児島県屋外広告物条例の適用を受けるため、広告物について申請が必要な場合があること。

.....

建設業法に基づく監督処分公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり処分をした。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

処分をした年月日	処分を受けた者				処分の内容	処分の原因となった事実
	商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号		
平成25年10月4日	株式会社前田建設	奄美市名瀬平田町2番9号	前田 国光	鹿児島県知事許可（般・特-23）第2889号	営業の停止命令 1 停止を命ずる営業の範囲 建築工事業及び大工工事業の営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの 2 停止を命ずる期間 平成25年10月12日から平成26年2月8日までの120	株式会社前田建設の元取締役と社員の2人が、県立大島病院発注工事の指名競争入札を巡り、公正な入札を妨害した公契約関係競売入札妨害罪で、平成25年9月9日に鹿児島地方裁判所から、元取締役が懲役1年執行猶予3年、社員が懲役10月執行猶予3年の刑の宣告を受け、いずれもその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号

- | | | | | | |
|--|--|--|--|----|--------|
| | | | | 日間 | に該当する。 |
|--|--|--|--|----|--------|
- 注1 「建築工事業及び大工工事業の営業」とは、注文者から建築一式工事及び大工工事を請け負う営業をいう。
- 2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
- 3 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。
- 4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（電子入札システム用機器及びソフトウェア等の賃貸借及び保守） 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県土木部監理課入札・契約係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 落札者を決定した日
平成25年8月21日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額
4,294,290円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成25年7月5日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
曾於市末吉町岩崎字山川下2178番1及び字下川原2176番1の一部並びに大隅町岩川字宮下口6711番4の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市紫原四丁目4番2号
株式会社紫乃尾
代表取締役 尾辻伸朗

一般競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成25年10月11日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

1 調達をする物品等の種類

(1) 種類

物品（医療機器類）の購入

(2) 名称

X線一般撮影システム 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(2) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

エ 納税証明書

(ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの

証明書

オ 印鑑証明書

カ 財務諸表（法人にあっては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

キ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係（行政庁舎1階）

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

(3) 申請書類の受付期間

平成25年10月11日から同年11月11日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからカまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者

ウ 営業開始後2年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後2年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

エ 暴力団

オ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人

(ア) 暴力団員

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便又は信書便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。

5 入札の公示の方法

入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年10月11日

県立大島病院長 眞田純一

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
X線一般撮影システム 一式
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
県立大島病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 一般競争入札の参加者の資格に関する公告（平成25年10月11日鹿児島県公報第2948号の2登載）により示したX線一般撮影システムに係る知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出場所
県立大島病院救命救急センター設立準備室
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
 - (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
 - (4) 入札書の提出期限
平成25年11月20日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着

のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年11月21日午後1時30分

イ 場所 県立大島病院医局研究室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県立大島病院救命救急センター設立準備室
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
電話番号 0997-52-3611
ファックス番号 0997-53-9017
- 12 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 13 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
General Radiographic X-ray System:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Oshima Hospital
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 20 November 2013
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Emergency and Critical care center Preparatory Division
Kagoshima Prefectural Oshima Hospital
18-1 Nazemanatsu-Cho, Amami City, Kagoshima Prefecture 894-0015 Japan
TEL 0997-52-3611
FAX 0997-53-9017

公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務2級検定を次のとおり実施する。

平成25年10月11日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 検定の種別及び級の区分
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
- (1) 実施日時
平成26年1月11日（土）午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。
- (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- (3) 受検定員
30人（受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定試験の方法及び内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成25年11月26日（火）から同年12月6日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）

6 検定手数料

14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3016）に行うこと。